

## 会長の選出について

長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱第 5 条第 1 項に基づき、  
同会議の会長は、長久手市福祉部長とする。

(参考) 長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱 (抜粋)

第 1 条～第 4 条 (略)

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、会長は、市の職員とする。

以下 (略)